

令和元年11月1日より一般貨物の増減ルールが変わります

増減車は届出制により、受理した時点で効力が発生します。11月1日以降は、以下の場合について認可制となります。認可後効力が発生するため、認可時に事業用自動車等連絡書を発行します。申請から認可まで審査に**1週間程度**かかりますので、ご注意ください。

一定の規模以上の増車

変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる時(当該合計が10両以下の場合を除く)

5両未満の営業所における増減車

災害等により車両が使用不能となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合(霊柩など認められている場合を除く)

法令遵守が十分でないと認められる事業者における増車

申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が許可の取消しを受けている場合
変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である場合
変更に係る営業所について地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けている場合 等

※一般貨物自動車運送事業における規定です。
旅客自動車運送事業や軽貨物とは異なります。

※詳細は輸送(貨物)担当までお問い合わせください。TEL:052-351-5312



認可時における審査基準について

令和元年11月1日より施行される主な変更点・**追加点**です。

・申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、中部運輸局管内で行政処分を受けていないこと。

・地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けていないこと

・貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

・運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

・申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

・申請に係る営業所を管轄する運輸支局内におけるすべての車両が車検切れではないこと。

※一般貨物自動車運送事業における規定です。旅客運送事業は異なります。

※詳細は中部運輸局のHPより公示をご確認お願いします。

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jidosya/kamotsu/kamotsu-top.htm>



一定の規模以上の増車について

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ 月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100	申請
A	17	6	11	183.3333	認可
B	49	37	12	32.43243	認可
C	10	5	5	100	届出
D	80	69	11	15.94203	届出

(c)が11以上かつ割合が30%以上となる場合、認可申請が必要となります。

A営業所、B営業所は認可申請が必要。C営業所は(c)が10以下、D営業所は「割合」が30%以下のため届出となります。